（道府県たばこ税に関する経過措置）

第五条　改正法附則第五条第二項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（市町村民税に関する経過措置）

第六条　新令第四十六条の二の二第二項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

２　新令第四十八条の六第一項（地方税法施行令第四十八条の五の四第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税又は令和七年以後の各年において生ずる地方税法第三百十四条第五項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税又は令和六年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和六年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

２　新令附則第十一条第九項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する設備に対して課すべき令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行令附則第十一条第九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　新令附則第十一条第三十六項の規定は、施行日以後に設置される改正法第一条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第三十二項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課すべき令和七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に設置された改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十二項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第八条　改正法附則第十一条第二項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第九条　新令第五十六条の八十八の二第一項及び第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項及び同条第四項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項及び同条第八項の表第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の四第二項」を「第四十六条の五第二項」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

所得税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十号

所得税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第四条第八項並びに第十条第三項及び第五項（同項の規定を同法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十一号イ、第七条第一項第二号、第二十五条第三項、第三十条第六項第一号、第三十一条第三号、第四十二条第一項、第四十八条第二項、第四十九条第一項及び第二項、第六十条の二第八項第一号、第六十条の三第八項第一号、第六十七条の三第四項第二号及び第三号、第七十二条第一項、第八十四条の二第二項第三号、第八十五条第五項及び第六項、第百二十条第三項、第百六十一条第一項第三号、第百九十四条第五項、第百九十五条第四項及び第五項、第百九十五条の三第二項、第二百三条の六第三項、第二百三条の七、第二百二十四条第一項、第二百二十四条の三第一項、第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項並びに第二百二十四条の六並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所得税法施行令の一部改正）

第一条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十七条」を「第百九十一条」に、「第一款　リース譲渡（第百八十八条―第百九十一条）
第二款　工事の請負（第百九十二条―第百九十四条）
第三款　小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期（第百九十五条―第百九十七条）」を「第一款　工事の請負（第百九十二条―第百九十四条）
第二款　小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期（第百九十五条―第百九十七条）」に改める。

第一条第一項中「控除対象扶養親族」の下に「（源泉控除対象扶養親族」を、「、控除対象扶養親族」の下に「、源泉控除対象親族」を加え、同条第二項第四号中「扶養控除」の下に「、特定親族特別控除」を加える。

第十一条の二第二項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第十七条第一項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第六十一条第二項第一号中「資本金等の額（以下この項」を「資本金等の額（以下この条」に改め、同項第二号イ中「。イに」を「。以下この項及び第六項第十一号イに」に、「第五号イ」を「以下この条」に、「は、その」を「はその」に、「減算した金額」を「減算した金額とし、当該分割型分割の直前の時において調整対象通算法人の株式を有する場合には当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に満たないときにおけるその満たない部分の金額を加算し、又は当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額を超えるときにおけるその超える部分の金額を減算した金額とする。）」に改め、同号ロ中「移転した」を「移転をした」に、「帳簿価額から」を「帳簿価額（調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正帳簿価額を当該分割型分割の直前に有していた当該調整対象通算法人の株式の数で除し、これに当該分割型分割により当該分割法人から当該分割承継